

◆ 4 番（小川義昭君）

確かに、今ほど答弁がありましたように、松任、美川、鶴来の商店街のにぎわいづくり、これにはやはり、行政としてのでき得る範囲での側面的支援、これが大切じゃないかなというふうに思いますので、これからもひとつどうかよろしく願いいたします。

それでは、3点目の質問です。

地域住民の自主自立組織、まちづくり協議会（仮称）による白山市の地域内分権運営の構想について、問題を提起いたします。

地域のことは地域でという地方分権が進みません。中央省庁の抵抗が指摘され、自治体にも戸惑いがあります。しかし、お題目を唱えるばかりの指示待ちでは、事は動かないようであります。身近な問題解決には、遠回りに見えても近くて確かな道、地域住民の自主・自立的な参加による地域内分権の考えを導入し、一步を踏み出すときではないかと考えるものであります。

地方分権の議論は古く、1981年、昭和56年発足の臨時行政調査会から始まったと言います。後に三公社の民営化につなげた土光臨調であります。論議はその後途切れることなく、30年余も続いています。この間、政権は自民党から民主党政権にかわり、民主党は国が権限を分け与えるイメージを改めようと、地方主権と名づけ、国の統治機構の改革に意欲を見せましたが、一向に前進していません。中央一極化や霞が関主導の逆風も強まるばかり、この頓挫、逆行、閉塞の地平に上がったのが大阪都構想、橋下大阪維新の会旋風というわけでしょうか。国の仕組みを変えなければと考え始めた人たちは少なくないと見え、大阪の一波は万波を呼んで、国をも動かそうという勢いがあります。

自分たちの未来をじっくりと話し合って決める。それは国民主権、住民自治の原則であります。公共とは、もちろん行政だけのものではありません。公共分野でも、自分たちができることは自分たちでやる。地域社会や住民の自主組織・団体が支えるという自助、共助、公助の理念が再認識されています。行政も当該住民に一番近い自治組織が担うというニア・イズ・ベター、つまり近いほどよいという原則であります。地方分権の根拠もここにあります。国レベルで議論が進まないのなら、地方が率先しなければなりません。でなければ、この国とこの地域社会の未来図は描けないような気がします。

そんな思いから、最も身近な私たちのまちづくりについて、私は白山市の中の地域内分権という発想を持ち込んだ市政運営への取り組みを提言するものであります。

白山市は既に、昨年4月1日に、白山市自治基本条例を施行しています。この条例こそ、住民参加の地域内分権の発想を取り入れていると考えます。その

主たる要点を取り上げてみます。

1つ目は、市民を主体としたまちづくり。市民がまちづくりの主体として、自分たちのまちのことを自分たちの責任で考え、行動するための基本原則を確認することで、市民本位のまちづくりを進めます。2つ目は、お互いの力を発揮する協働によるまちづくり。町内会など住民組織による市民相互の助け合いを促進し、市民と行政が連携してお互いの力を発揮する協働のまちづくりを推進します、であります。

今まで行政が中心となって進めてきた地域のまちづくりを、これからは市民やコミュニティー組織、各種団体、NPO、行政などがそれぞれの役割を果たし、お互いに協力・連携し合いながら、自分たちのまちは自分たちでつくる、市民が主役の自立と共助による協働のまちづくりが求められているのであります。地域社会も人口減少、少子高齢化や経済の縮小時代のただ中にあります。防災、治安、医療、福祉、環境など、拡大する社会課題を前に、従来の自治の仕組みに至るまで見直しが迫られています。自己決定、自己責任のもと、分権型時代に対応できる最も身近な地域経営の主体、まちづくり協議会の設置を提起するゆえんであります。

協議会は、地域住民の意見を反映できるような各種団体、地域住民などで構成する、具体的には町会連合会、社会福祉協議会、民生委員、公民館運営委員会、老人会、壮青年会、婦人会など、既存組織の参加が考えられますが、既存組織の連絡協議会的な組織にとどまらず、これらに関心や提言、意欲のある住民らが自由に参加できることが必要かと考えます。市民の多様な経験やアイデアを自由に交錯させ、課題解決に向けて協議・検討されることは、計画内容のみならず、地域コミュニティーの充実と再構築にも欠かせないことであります。

次には、まちづくり協議会の設置区域についてです。

合併時に、平成27年3月までの10年間を期限として、旧自治体をベースに現在、定期的で開催されている8つの地域審議会がありますが、地域が広過ぎかと思えます。おおむね小学校区、または旧小学校区で設置されている地区公民館単位とし、現在、白山市は28ございまして、事務局を地区の公民館に設置してはいかがでしょうか。一部事業の権限や予算の移管も大事な検討対象になります。昨年12月議会の一般質問で、永井議員は、支所統廃合後の住民自治について、地域も意識改革を図り、積極的に自治に参加し協働のまちづくりを行えるよう、身近な事業に対する権限と予算を地域に移管するなど、今のまちづくりのあり方を検討すべきであるとただしております。

これに対する作野市長の答弁は、地域のまちづくりについては、住民の自助、共助の精神の醸成と自治意識を育て、自治活動を促進していくことは重要であります。権限と予算を地域に移管することは、地域の特性や住民にかかる負

担、事業の持続性などの課題もあることから、現時点では難しいとのことでした。

しかし、市長が日ごろから言っている市民を主体としたまちづくり、お互いの力を発揮する協働によるまちづくりの実現を目指すためには、まちづくり協議会への人的、財政的支援もできるだけ充実することが重要と考えます。その地域でしか解決できない、その地域で取り組んだほうがよいと思われる課題、事業は、その地域の自己責任により、自主的、主体的に実施することを促し、必要な権限と財源も移譲する地域内分権の考えを取り入れてはいかがでしょうか。

その財源は、市民税の1%内、今年度当初予算約65億円のうち1%で6,500万円、単純に28の公民館単位で割りますと、1公民館単位当たり約230万円というような上限を設ける方法もあります。全国的には鳥取市を初めいろいろな自治体でこうした協議会が組織され、権限と財源を移譲して地域の活性化を試みています。

今定例会の初日で、小島総務企画常任委員長の行政視察報告にもありました長崎県諫早市の地域づくり協働事業も、大いに参考になるかと思えます。

県内では、平成16年、広域合併した七尾市が公民館単位で地域づくり協議会を設立して、協働型のまちづくりを推進しています。また、先月、私どもの会派市民クラブで行政視察に行きました、今話題の大阪市でも、行財政改革の一環として、市民による自立的な地域運営の実現に向け、積極的に取り入れていくことを検討しているとのことでした。

白山市も検討の扉を閉ざさず、先行例を調査し、積極的に研究・検討することを望むものであります。市長の考えをお聞かせください。